

宜野湾市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年8月4日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

監査の種類 令和3年度第2期定期監査

措置を講じた部等 上下水道局
・業務サービス課
・下水道施設課

監査の期間 令和3年6月1日から令和3年7月7日まで

監査の結果及び措置の内容

○業務サービス課

項目	指摘事項	措置状況
排水設備調査業務委託について	当該契約において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号を適用し市シルバー人材センターと随意契約しているが、同条に必要な契約締結前後の公表手続きが行われていない。適正な事務処理に努められたい。	今後は、関係法令等の規定に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

○水道施設課

項目	指摘事項	措置状況
電線共同溝工事に伴う配水管改良工事・R2-2について	当該契約について、契約書で提出を定められた書類の添付がされていない。適正な事務処理に努められたい。	今後は、契約事務処理の更なる厳格化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。